

経済情報ピックアップ

2月

◆新たな「高齢社会対策大綱(案)」の策定

- 2月16日に、政府は新たな「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。同大綱は、1995年12月に施行された高齢社会対策基本法によって、政府に作成が義務付けられているもので、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として位置付けられています。
- 1996年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定され、2001年12月に2度目、12年9月に3度目となる大綱が策定されて以来の策定となります。
- 安倍総理は、今次大綱策定の目的として、①わが国は世界有数の長寿国であるが、今後高齢化は益々進行し、総人口減少の進展が見込まれること。②こうした中、年を取っても就業意欲を持ち続ける方が多く、体力や運動能力も一貫して向上傾向にあることを踏まえ、高齢者を含め全ての世代の者が能力を存分に生かして幅広く活躍できる社会を実現することが重要であること。③同時に、豊かな高齢期を安全・安心に送るため、十全な支援やセーフティネットも整備する必要があることを表明しています。
- 換言すると、「人生100年時代」に備え、安心して老後を過ごすための資金の確保が不可欠であり、また、一人暮らし高齢者の増加が見込まれる一方、地域コミュニティが希薄化する等新たな社会問題に直面しており、高齢者の命と生活を守る新たなネットワークの構築が必要となっています。
- その一方で、65歳以上を一律高齢者と見るのは最早現実的ではなく、70歳以降でも意欲・能力に応じ力を発揮できるようになっています。国の社会保障費が今後さらに増加し財政の逼迫が見込まれる中、高齢者の定義を見直すとともに、70歳を超えて働き、収入を得ることを前提とした社会制度の整備が急がれます。
- このように、既に、これまでのわが国の社会モデルが今後も有効であるとは言えなくなっており、10年先の社会の在り様をしっかりと見据えておく必要がある、といった政府の危機感が今次大綱策定の背景にあるように思います。
- こうした目的、問題意識のもと、今次大綱では、以下の3つの基本的考え方を掲げています。
- 第一に、「年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力を生かして活

躍できるエイジレス社会を目指す」というものです。誰もが安心できる「全世代型の社会保障」を見据えています。

- 第二に、「地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る」というものです。多世代間の協力を拡大し社会的孤立を防止すること等により、高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくりを図ります。
- 第三に、「技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向する」です。政府は、昨年6月に策定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」で、「Society 5.0」の実現に取り組むとしていますが、こうした技術革新が高齢者の能力発揮のうえで支障となる、身体的問題や認知能力の衰え等に解決策をもたらす可能性を意識しています。
- 次に、今次大綱では、6つの分野—具体的には、(1)就業・所得、(2)健康・福祉、(3)学習・社会参加、(4)生活環境、(5)研究開発・国際社会への貢献等、(6)全ての世代の活躍推進—毎に基本的施策に関する中期的な指針を示し、これに沿って今後施策の展開を図るとしています。
- 例えば、(1)就業・所得では、a.エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備として、副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引上げの検討等を掲げています。公務員の定年引上げは、2月16日に関係閣僚会議で段階的に65歳に引上げる方向で検討することが既に了承されています。
- また、b.公的年金制度の安定的運営としては、年金の受給開始時期について70歳以降とする選択肢の検討等を掲げています。持続可能で安定的な公的年金制度の運営、高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築、働き方に中立的な年金制度の構築の3つの切り口から検討・推進するとしています。
- c.資産形成等の支援としては、個人型確定拠出年金等私的年金制度等の普及、高齢期に相応しい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護を挙げています。
- なお、今次大綱を実効性のあるものとするため、高齢社会対策の各施策を計画的かつ効果的に進めていくに当たっての目標として、各分野における「数値目標」を具体的に設定しています。(筑波総研チーフエコノミスト 渋谷康一郎)